

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

令和 4年 4 月 21 日

届出時の許可番号 高知県（般・特 -18）第 3000 号
商号又は名称 株式会社高知建設
郵便番号 780-1234
主たる事務所の所在地 高知市丸ノ内1-2-345
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 高知 太郎
電話番号 088-876-5432
ファクシミリ番号 088-876-5431

高知県知事 殿

記

1 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

177,296,000円

2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

第一号様式の【2-3】の金額

(1) 金銭の供託 基準日後の供託は、【4】に記入

Table with 4 columns: 供託所名, 供託年月日, 供託番号, 供託金額. Rows include 高知地方法務局 (100,000,000円) and (計)イ (150,000,000円).

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

Table with 11 columns: 供託所名, 供託年月日, 供託番号, 名称, 回記号, 番号, 枚数, 券面額, 券面額計, 割合, 供託価格. Includes rows for 高知地方法務局 with 利付国債 and 利付地方債. Includes a calculation box for 割引債: (額面金額 - 発行金額) × (発行の日から供託の日までの年数 + 4) / 発行から償還の日までの年数.

券面額計 × 割合

								(計)14,000,000 円		(計)ロ 11,800,000円
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	------------------

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
高知地方法務局	令和4年2月 25日	第3576号	利付国債	5,250,000円
				(計)ハ 5,250,000円

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ =	167,050,000円
-------------	--------------

3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

【1】 - 【2(4)】	10,246,000円
--------------	-------------

4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
高知地方法務局	令和4年4月26日	第1045号	5,500,000円
			5,500,000円

国債：100%
地方債、政府保証債：90%
その他：80%

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	額計	割合	供託価格
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
高知地方法務局	令和4年4月 26日	第1046号	利付国債	5,000,000円
				(計)へ 5,000,000円

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =	10,500,000円
-------------	-------------

注2 (2) 及び4 (2) の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

【2】には、供託分のみ記入します。
保険分は、【3】に記入します。

(第二号様式別紙)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 令和 4 年 3 月 31 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

ロ、ニ、へ及び保険分を除いた建設新築住宅の戸数

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅（令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

単独請負した床面積5.5㎡以下の建設新築住宅の戸数

ロ 60

②令第3条第3項の算定特例適用後の戸数（ $ロ \times 0.5$ ）

ハ 30.00

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

共同請負した（他の建設業者と瑕疵担保を分担した）
建設新築住宅の戸数のうち、5.5㎡超の戸数

ニ 137

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
3/5	77	46.20
50%	60	30.00
合計戸数	ニ 137	ホ 76.20

戸数×負担割合
※少数点2位未満の端数は切り上げ

【分数】又は【%】で記入します。

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

共同請負した（他の建設業者と瑕疵担保を分担した）
建設新築住宅のうち、5.5㎡以下の戸数

へ 200

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
75%	80	30.00
1/2	120	30.00
合計戸数	へ 200	ト 60.00

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ	966.20
-------------------	--------

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

今回届出分の上記【チ】を含め、過去10年分の【チ】の合計を記入します

リ	966.20
---	--------

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

177,296,000円

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
高知地方法務局	令和4年2月25日	第10004号	100,000,000円
高知地方法務局	令和4年3月25日	第10005号	50,000,000円
高知地方法務局	令和4年3月25日		5,500,000円
			(計)ヌ 155,500,000円

第二号様式【2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金】及び【4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金】の両方を記入します。以下【2-5】及び【2-6】についても同様

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価格
高知地方法務局	令和4年2月25日	第20034号	利付国債(10年)	第19回				2,000,000円	100%	2,000,000円
高知地方法務局	令和4年3月25日	第27521号	利付国債(5年)	第20回	105-124	20枚	100,000円	2,000,000円	90%	1,800,000円
高知地方法務局	令和4年3月25日	第27521号	社債	第21回			200,000円	10,000,000円	80%	8,000,000円
割引債の場合は、券面額は次の算式により計算して得た額を記入します。 (額面金額 - 発行金額) × (発行の日から供託の日までの年数 + 4) 発行から償還の日までの年数								(計)14,000,000円		(計)11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
高知地方法務局	令和4年2月25日	第3576号	利付国債	5,250,000円
高知地方法務局	令和4年3月25日	第1046号	利付国債	5,000,000円
				(計) 10,250,000円

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ =	177,550,000円
-------------	--------------

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
(株)住宅あんしん保証	200
(株)ハウスジーマン	165
合計戸数	365

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

【イ】 + 【ロ】 + 【ニ】 + 【ヘ】 + 【3の合計戸数】	1562
----------------------------------	------

- 注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
- 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。